

○新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則

昭和47年4月1日

規則第13号

改正 昭和48年4月14日規則第25号

昭和61年4月1日規則第13号

昭和62年3月31日規則第19号

平成3年5月31日規則第45号

平成4年7月31日規則第57号

平成12年6月29日規則第117号

平成13年6月29日規則第66号

平成13年7月27日規則第82号

平成14年1月11日規則第1号

平成14年7月26日規則第75号

平成15年3月31日規則第36号

平成15年6月27日規則第87号

平成15年10月20日規則第109号

平成16年7月9日規則第99号

平成17年3月31日規則第35号

平成19年3月15日規則第14号

平成19年3月30日規則第61号

平成20年3月26日規則第28号

平成20年12月1日規則第139号

平成21年1月30日規則第4号

平成24年6月19日規則第75号

平成24年7月31日規則第84号

平成27年1月30日規則第4号

平成27年3月23日規則第28号

平成27年3月31日規則第48号

平成27年6月18日規則第66号

平成27年8月31日規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区心身障害者福祉手当条例(昭和47年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20規則28・一部改正)

(疾病の範囲)

第1条の2 条例第2条ただし書及び別表第2の規則で定める疾病は、次のとおりとする。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号。以下「都難病医療規則」という。)別表第1疾病名の欄に掲げる疾病
- (3) 前2号に掲げる疾病に類するものとして区長が特に認める疾病  
(平27規則28・追加、平27規則66・平27規則73・一部改正)

(認定の申請を行わなかつた事由)

第2条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第3条第1項第3号若しくは第4号(所得制限超過)又は第6号(施設入所)に該当すること。
- (2) 新宿区の区域内に住所を有していないこと。
- (3) 廃止前の新宿区高齢者福祉手当条例(昭和47年新宿区条例第25号)の規定により高齢者福祉手当を受給していたこと。

(平15規則36・全改)

(所得制限の額)

第3条 条例第3条第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める額は、次の各号の区分により、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)がないとき 360万4,000円
- (2) 扶養親族等があるとき 360万4,000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法第2条第1項第33号の2に規定する老人控除対象配偶者又は同項第34号の4に規定する老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同項第34号の3に規定する特定扶養親族又は同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。以下同じ。)であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額

(平12規則117・追加、平13規則82・平14規則75・平24規則75・平24規則84・一部改正)

(所得制限の基礎となる所得の範囲)

第4条 条例第3条第2項に規定する規則で定める所得の範囲は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定により課

する同法第5条第2項第1号に規定する税を含む。以下同じ。)についての同法その他市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(平12規則117・追加)

(所得制限の基礎となる所得の額の計算方法)

第5条 条例第3条第2項に規定する規則で定める所得の額の計算方法は、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係るもので、次に掲げる金額を合計した額(同条第1項第3号に規定する新宿区児童育成手当条例(昭和46年新宿区条例第24号)第3条に定める保護者(以下「扶養義務者」という。))については、当該合計した額から8万円を控除した額を当該所得の額とすることによる。

- (1) 地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額
- (2) 地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
- (3) 地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額
- (4) 地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額
- (5) 地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
- (6) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額
- (7) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項第3号及び第4号に規定する者で所得を有するものが、前項の市町村民税について次の各号に該当する場合には、同条第2項に規定する規則で定める所得の額の計算方法は、前項の所得の額から当該各号に掲げる額を控除したものを当該所得の額とすることによる。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除(雑損控除)の額、同項第2号に規定する控除(医療費控除)の額、同項第3号に規定する控除(社会保険料控除)の額、同項第4号に規定する控除(小規模企業共済等掛金控除)の額又は同項第10号の2に規定する控除(配偶者特別控除)の額がある場合 当該控除の額に相当する額(扶養義務者については、同項第3号に規定する控除(社会保険料控除)の額に相当する額を除く。)
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除の額がある場合 当該控除の対象となつた障害者(条例第2条に規定する障害者に所得がある場合には、その者を除く。)1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除(寡婦、寡夫控除)の額がある場合 27万円(当該寡婦が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)
- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除(勤労学生控除)の額がある場合 27万円

(平12規則117・追加、平14規則75・平15規則87・平16規則99・平19規則14・平19規則61・平20規則139・平24規則75・平24規則84・一部改正)

(受給資格の認定の申請)

第6条 条例第4条第1項の規定による申請は、区長が別に定める書面により行うものとする。

- 2 受給資格の認定申請をしようとする障害者が条例第4条第1項の申請ができない場合には、その者の同居の親族その他の者が、当該障害者に代わって申請することができる。
- 3 第1項の書面には、次の各号に掲げる当該申請に係る障害者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は添付しなければならない。

- (1) 条例第2条第1号に該当する者 条例別表第1身体障害者の項に掲げる障害の程度を証する書類
- (2) 条例第2条第2号に該当する者 条例別表第1知的障害者の項に掲げる障害の程度を証する書類
- (3) 条例第2条第3号に該当する者 条例別表第1戦傷病者の項に掲げる障害の程度を証する書類
- (4) 条例第2条第4号に該当する者 同号に該当する旨の医師の診断書
- (5) 条例第2条第5号に該当する者 次に掲げるいずれかの書類(当該書類の提示又は添付が困難な特別の事情がある場合は、同号に該当することを確認するために区長が必要と認める書類)

ア 都難病医療規則第6条の規定により交付された同条の医療券の写し(都難病医療規則第3条第1号に規定する対象者の欄に掲げる者に該当する者で、同条第2号括弧書に規定する自己の負担額を生じないものに該当するため当該医療券が交付されない者にあつては、都難病医療規則第2条に規定する対象疾病と同程度の症状であることを証する書類)

イ 児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)第6条第2項の規定により交付された同項に規定する医療受給者証(当該医療受給者証の交付に係る医療費支給認定の申請の際に提出した同条第1項第1号に掲げる小児慢性特定疾病医療意見書に記載されている疾病名が、第1条の2各号に掲げる疾病名と同一であるものに限る。)の写し

ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定により交付された同項に規定する医療受給者証の写し

- (6) 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める事由により申請を行わなかつた者に該当する者 認定の申請を行わなかつた事由(同項第3号、第4号又は第6号のいずれかに該当すること。)を証する書類
- (7) 条例第3条第1項第3号又は第4号に規定する者がいる者 当該所得(前2項の申請が1

月から7月までの間に行われる場合には、前々年の所得)の状況を証する書類

- 4 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める書類により証すべき内容について、区長が公簿等により確認できると認める場合には、当該書類の提示又は添付は省略することができる。

(平12規則117・全改、平14規則1・平16規則99・平20規則28・平24規則75・平24規則84・平27規則4・平27規則66・平27規則73・一部改正)

(認定又は却下の通知)

第7条 区長は、条例第4条の規定による申請があつた場合は、これを審査し、受給資格があると認定したときは、新宿区心身障害者福祉手当受給者名簿(第2号様式)に登載し、新宿区心身障害者福祉手当認定通知書(第3号様式)により当該受給資格者に通知する。

- 2 区長は、前項の審査の結果、受給資格がないと認めたときは、新宿区心身障害者福祉手当支給申請却下通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(昭61規則13・平3規則45・一部改正、平12規則117・旧第3条繰下)

(支払期日の特例)

第8条 条例第7条第2項ただし書に規定する「特別の事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) やむを得ない理由により、申請手続等が遅延したとき。
- (3) 災害その他区長が特に必要があると認めたとき。

(平12規則117・旧第4条繰下、平16規則99・一部改正)

(届出義務)

第9条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 第5条の規定による受給資格の喪失事由に該当したとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 前2号のほか、この条例に基づく規則に定める事項に該当したとき。

- 2 同居の親族は、受給者が死亡したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(届出)

第9条 条例第9条各項の規定による届出は、区長が別に定める書面により行うものとする。

2 条例第9条第1項第3号の規則に定める事項は、次に掲げる事項に変更(区長が公簿等により確認することができるものを除く。)があつたこととする。

(1) 条例第4条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)の氏名

(2) 20歳未満の受給者にあつては、その扶養義務者

(3) 受給者の障害の状況

(4) 受給者が心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給を受ける預金口座

(昭61規則13・平3規則45・一部改正、平12規則117・旧第5条繰下・一部改正、平13規則66・平27規則66・一部改正)

(現況の把握)

第10条 受給者は、毎年7月10日から8月10日までの間に、所得の現況に関する届を区長に提出しなければならない。ただし、当該状況について公簿等により確認することができる場合は、区長は、当該受給者に対し、当該届の提出の省略を認めることができる。

2 受給者(条例第2条第5号に該当する者に限る。)は、前項本文に規定する届のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に、病状の現況に関する届を区長に提出しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

(1) 次号に掲げる者以外の者 第6条第3項第5号ア若しくはイに規定する医療券又は同号ウに規定する医療受給者証(以下「医療券等」という。)の有効期間の満了後、引き続き当該疾病について交付を受けた医療券等の有効期間の初日から起算して2月以内の期間

(2) 第6条第3項第5号ア括弧書に規定する者に該当する者 毎年7月10日から8月10日まで

(平13規則66・全改、平16規則99・平27規則4・一部改正)

(支給の停止等)

第11条 区長は、次に掲げる場合には、相当の期間を定めて、当該受給者に対し、支給要件の確認ができるに足りる書類の提出又は提示を求めるものとする。

(1) 第9条第1項の届出(条例第9条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に係るものに限る。)又は前条各項の規定による提出を受け、その内容から当該届出又は提出に係る受給者の支給要件の確認ができない場合

(2) 前条各項の規定による提出が当該各項に定める期間内になされなかつた場合(当該各項のただし書の規定により届の提出の省略を認めた場合を除く。)

2 前項の場合において、区長は、当該確認ができるまでの間、当該受給者に係る手当の支

給を停止することができる。

3 区長は、第1項の期間内に同項の書類の提出又は提示がなされないために当該受給者の支給要件の確認ができない場合には、当該受給者に対し、新宿区心身障害者福祉手当支払停止通知書(第7号様式)により通知し、当該受給者に係る手当の支給を停止する。

4 前項の規定により手当の支給を停止された受給者から支給要件の確認ができるに足りる書類の提出又は提示があつたときは、区長は、当該受給者に対し、新宿区心身障害者福祉手当支払停止解除通知書(第8号様式)により通知し、当該手当の支給の停止を解除する。

(平17規則35・全改、平27規則66・一部改正)

(受給資格喪失の通知)

第12条 区長は、手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、新宿区心身障害者福祉手当受給資格喪失通知書(第9号様式)によりその者(その者が死亡した場合にあっては、その者の同居の親族等)に通知する。

(昭61規則13・平3規則45・一部改正、平12規則117・旧第6条繰下・一部改正、平13規則66・平17規則35・一部改正)

(手当の返還請求)

第13条 区長は、条例第10条の規定により手当を返還させようとするときは、新宿区心身障害者福祉手当返還請求書(第10号様式)により手当を返還すべき者に請求する。

(昭61規則13・平3規則45・一部改正、平12規則117・旧第7条繰下・一部改正、平13規則66・平17規則35・一部改正)

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平15規則109・旧付則・一部改正)

2 第6条第3項第5号の規定の適用については、平成15年10月1日から平成16年7月31日までの間、同号中「医療券の写し」とあるのは、「医療券又は特定疾患登録者証の写し」とする。

(平15規則109・追加)

付 則(昭和48年4月14日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日規則第19号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年5月31日規則第45号)

この規則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則(平成4年7月31日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年6月29日規則第117号)

- 1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則第10条の規定は、平成12年7月1日から適用する。
- 3 この規則による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成12年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成13年6月29日規則第66号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成13年7月27日規則第82号)

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則第2条第2号の規定は、平成12年8月1日から適用する。

附 則(平成14年1月11日規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月26日規則第75号)

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成14年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月31日規則第36号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月27日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月20日規則第109号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則(平成16年7月9日規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第35号)



この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第61号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する、

ただし、第5条第1項の改正規定(同項に2号を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月26日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月1日規則第139号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条第2項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に行われる新宿区心身障害者福祉手当条例(昭和47年新宿区条例第13号)第4条第1項の規定による申請(以下「申請」という。)に係る所得の額の計算について適用し、同日前に行われた申請に係る所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則(平成21年1月30日規則第4号)抄

1 この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成24年6月19日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月31日規則第84号)

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第3条第2号の規定は、平成23年以後の年の所得による心身障害者福祉手当の支給要件について適用し、平成22年以前の年の所得による支給要件については、なお従前の例による。

附 則(平成27年1月30日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第1条の2及び別表の規定は、平成27年1月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において受給資格の認定(疾病(遺伝

性(本態性)ニューロパチー、劇症肝炎及び重症急性<sup>すい</sup>膵炎に限る。)に係るものに限る。)を受けていた者に対する心身障害者福祉手当の支給については、区長が別に定める日までの間は、なお従前の例による。

3 施行日以後に新宿区の区域内に住所を有することとなった者で、次の各号のいずれかに該当するものについては、区長が別に定める日までの間は、当該者をこの規則による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表に掲げる疾病にり患している者とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

(1) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成26年東京都規則第200号。以下「26年改正東京都規則」という。)附則第3項の規定によりなお従前の例により医療費助成を受けている者(劇症肝炎及び重症急性<sup>すい</sup>膵炎に係る医療費助成の対象者として認定を受けている者に限る。)

(2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成27年東京都規則第31号)附則第4項又は第5項の規定により同規則附則第2項に規定する新規則(以下「新規則」という。)又は26年改正東京都規則附則第5項及び新規則の適用を受けて医療費助成を受けている者(遺伝性(本態性)ニューロパチーに係る医療費助成の対象者として認定を受けている者に限る。)

附 則(平成27年6月18日規則第66号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定(同条第3項第5号ウの改正規定を除く。)並びに第9条、第11条、第1号様式、第5号様式及び第6号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年8月31日規則第73号)

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

第2号様式(第7条関係)

新宿区心身障害者福祉手当受給者名簿

住民番号	認識番号	氏名	生年月日	開始年月	変更年月	金融機関	種目	口座番号	名義	喪失事由	喪失年月	備考
5												
10												
15												
20												
25												

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

様

新宿区長

新宿区心身障害者福祉手当認定通知書

年 月 日付けで申請のありました新宿区心身障害者福祉手当の受給資格について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定年月日	年 月 日		
支給月額	円		
支給開始の月	年 月分から		
支給区分	期別	支給期間	支給月日
	第1期	2月分から4月分まで	5月末日
	第2期	5月分から7月分まで	8月末日
	第3期	8月分から10月分まで	11月末日
	第4期	11月分から1月分まで	2月末日

1 保 管

この認定通知書は、心身障害者福祉手当を受ける資格があることを証明する書類ですから大切に保管してください。

2 届出義務

次のいずれかに該当するときは、直ちに  
に届け出てください。

- (1)死亡したとき。
- (2)他の区市町村に転出したとき。
- (3)法令の規定に基づき、老人福祉施設、生活保護施設、障害者支援施設若しくは児童福祉施設又はこれらに準ずる施設に入所したとき。

- (4) 児童育成手当(障害手当)の支給対象となつたとき。
- (5) 新宿区心身障害者福祉手当条例に定める障害の程度の基準に該当しなくなつたとき又は新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則に定める疾病を有しなくなつたとき。詳しくは、次の表の例示をご覧ください。

障害(疾病)程度の変更による届出の例示

障害の種類	例示
身体障害	身体障害者手帳の障害程度が変更になつた
知的障害	愛の手帳の障害程度が変更になつた
難病	(1) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に定める医療券の更新申請をしたが、「非認定」となつた (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に定める医療券の更新申請を行っていない (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律に定める医療受給者証の更新申請をしたが、「非認定」となつた (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律に定める医療受給者証の更新申請を行っていない 等

- (6) 結婚等により氏名を変更したとき。
- (7) 受給者が未成年である場合で、扶養義務者が変わつたとき。
- (8) 振込口座を変更するとき(支店・口座番号の変更を含む。)

3 資格の喪失

上記2(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は受給資格を失います。また、この手当の規則に定める所得基準額を超えた所得があつた場合も同様に受給資格を失います。

4 手当の返還

受給資格がないのに手当を受けたり、誤つて支給された場合には、手当を返還していただきます。

5 不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

様

新宿区長

新宿区心身障害者福祉手当支給申請却下通知書

年 月 日付けて申請のありました新宿区心身障害者福祉手当の支給について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	新宿区
却 下 した 理 由	

なお、この手当の条例及び規則に定める受給資格に今後該当することになった場合は、再度申請してください。

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

様

新宿区長

新宿区心身障害者福祉手当支払停止通知書

下記のとおり新宿区心身障害者福祉手当の支払を停止しましたので、通知します。

記

氏 名	
支払停止時の住所	新宿区
支払停止の理由	
支払停止の開始時期	年 月分の手当から

なお、上記の支払停止理由を解消できる書類ができた場合には、この通知書とともに、  
にご提出ください。

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

様

新宿区長

新宿区心身障害者福祉手当支払停止解除通知書

下記のとおり新宿区心身障害者福祉手当の支払停止を解除しましたので、通知します。

記

氏名	
支払停止の 解除理由	
支払停止の 解除時期	年 月分の手当から

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。





第10号様式(第13条関係)

年 月 日

様

新宿区長

新宿区心身障害者福祉手当返還請求書

あなたが既に受給した心身障害者福祉手当について、新宿区心身障害者福祉手当条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり返還請求します。

なお、納入は、同封の納入通知書で行ってください。

記

氏名	
住所	
請求金額	円
請求金額内訳	
納入期限	年 月 日
理由	

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第1号様式 削除

(平27規則66)

第2号様式(第7条関係)

(平21規則4・全改)

第3号様式(第7条関係)

(平17規則35・全改、平24規則75・平27規則28・一部改正)

第4号様式(第7条関係)

(平17規則35・全改)

第5号様式及び第6号様式 削除

(平27規則66)

第7号様式(第11条関係)

(平17規則35・追加)

第8号様式(第11条関係)

(平17規則35・追加)

第9号様式(第12条関係)

(平17規則35・追加)

第10号様式(第13条関係)

(平17規則35・追加)